

40) 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域

調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 28 年 6 月 7 日法律第 72 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により、都市計画用途地域が定められています。

関係市町における都市計画用途地域の指定状況は、表 4.2.7.39 に示すとおりです。また、調査区域における都市計画用途地域の位置は、図 4.2.7.11 に示すとおりです。










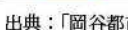
表 4.2.7.39 都市計画用途地域の指定状況

(単位：ha)

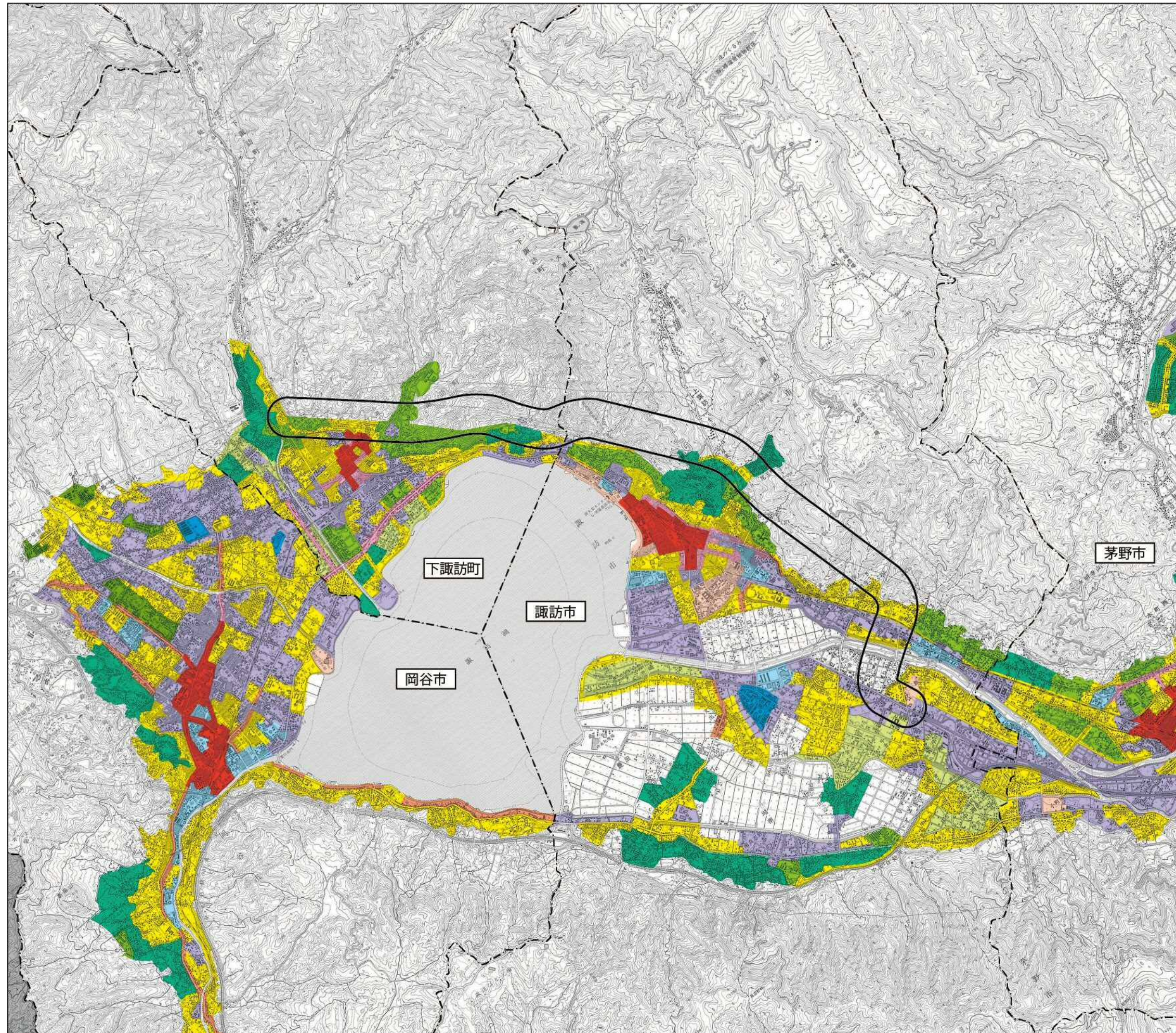
都市計画区域名	岡谷	諏訪	茅野	下諏訪	
区域内市町村名	岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	
行政区域	8,510	10,917	26,659	6,687	
都市計画区域	7,919	10,489	26,588	6,329	
人口集中地域	1,130	424	404	448	
用途地域	第1種低層住居専用地域	139	195	115	71
	第2種低層住居専用地域	0	8	0	0
	第1種中高層住居専用地域	46	91	140	103
	第2種中高層住居専用地域	0	134	4	42
	第1種住居地域	656	479	411	167
	第2種住居地域	7	51	6	0
	準住居地域	75	9	8.9	0
	近隣商業地域	2	20	30	34
	商業地域	72	45	30	15
	準工業地域	449	339	200	109
	工業地域	55	43	15	0
	工業専用地域	12	17	0	0
	用途地域合計	1,513	1,430	960	541




出典：「2015年長野県の都市計画 資料編」（平成 27 年 8 月 長野県建設部都市・まちづくり課）

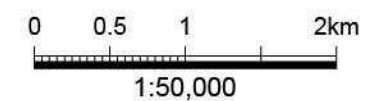
図 4.2.7.11 都市計画用途地域図

記号	名称
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

出典：「岡谷都市計画図」(平成24年1月 岡谷市)
 「下諏訪都市計画図」(平成27年7月 下諏訪町)
 「諏訪都市計画図」(平成24年2月 諏訪市)
 「茅野都市計画図」(平成22年8月 茅野市)



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外




41) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」）

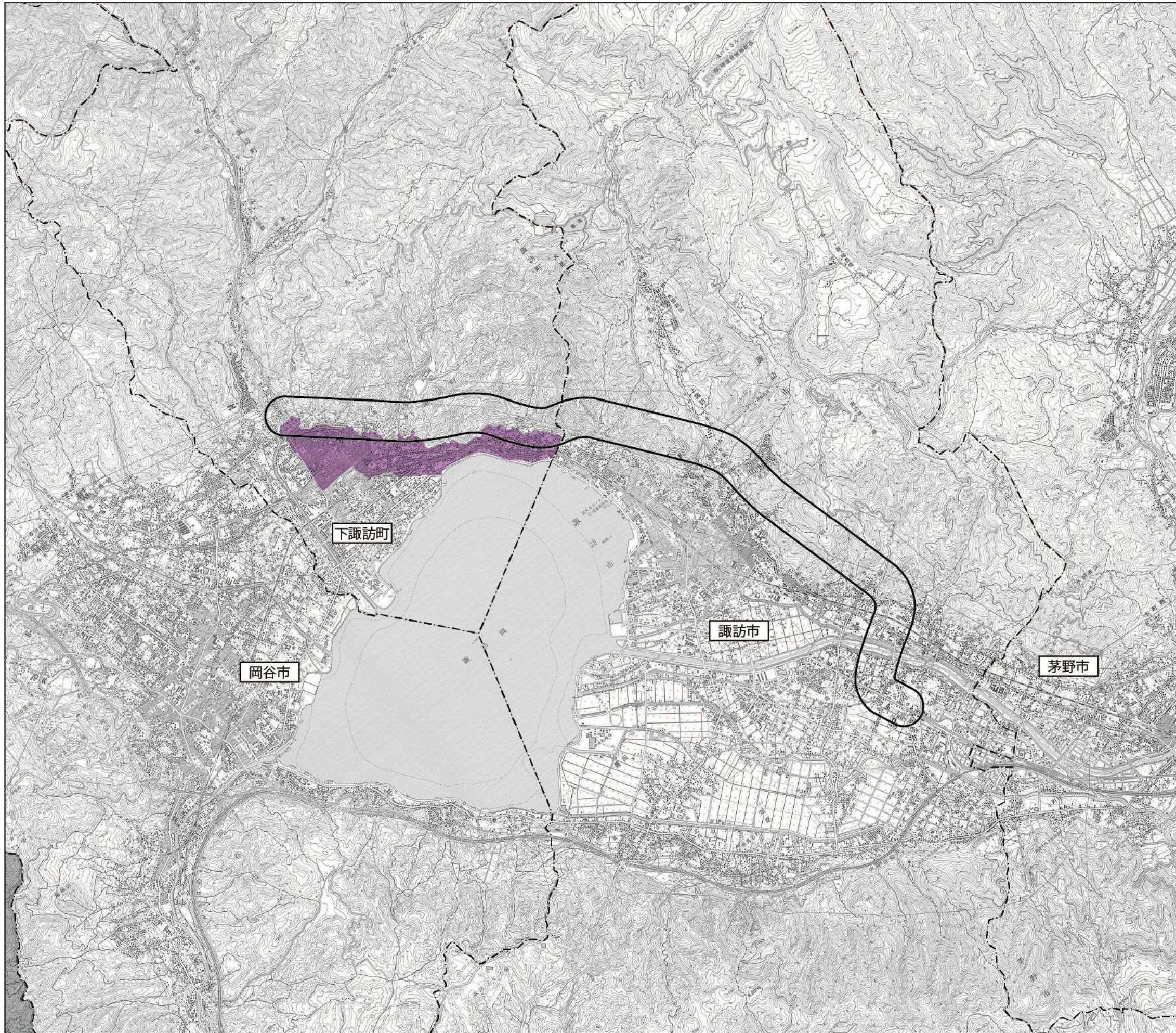
調査区域では、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年5月23日法律第40号、最終改正：平成26年6月13日法律第69号）第5条第1項の規定により、市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画として、下諏訪町において「下諏訪町歴史的風致維持向上計画」（平成25年3月 下諏訪町）が策定されています。




調査区域には、「下諏訪町歴史的風致維持向上計画」において、下諏訪町における歴史的風致の維持向上を効率的に図るため、特に歴史的風致の維持向上を推進すべき区域として、重点的に施策を展開していく重点区域に設定された「下諏訪地区」があります。下諏訪地区の位置は、図4.2.7.12に示すとおりです。

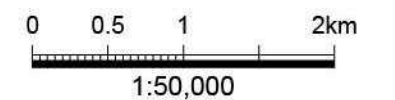
図 4.2.7.12
 歴史的風致の重点区域位置図

記号	名称
	下諏訪地区

出典：「下諏訪町歴史的風致維持向上計画」
 (平成 25 年 3 月 下諏訪町)



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



42) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

(1) 「保護林の再編・拡充について」の規定に基づく保護林の区域

調査区域には、「保護林の再編・拡充について」（平成元年 4 月 11 日付け元林野経第 25 号林野庁長官通達、最終改正：平成 22 年 4 月 15 日付け 21 林国経第 56 号）の規定に基づく保護林の区域はありません。

(2) 保安林の区域

調査区域には、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、干害防備保安林があります。調査区域に分布する保安林の種別・種類は、表 4.2.7.40 に、位置は、図 4.2.7.13 に示すとおりです。

表 4.2.7.40 保安林の種別・種類

種別	種類
1 号	水源かん養保安林
2 号	土砂流出防備保安林
3 号	土砂崩壊防備保安林
5 号	干害防備保安林

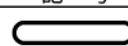
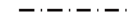

出典：「長野県統合型地理情報システム」（平成 28 年 4 月 長野県企画振興部情報政策課）

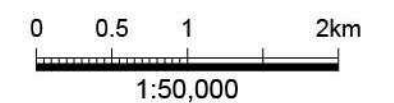
図 4.2.7.13 保安林の位置図

記号	種名	名称
	1号	水源かん養保安林
	2号	土砂流出防備保安林
	3号	土砂崩壊防備保安林
	5号	干害防備保安林

出典：「長野県統合型地理情報システム」
 (平成28年4月 長野県企画振興部情報政策課)



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



(3) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた基準又は目標

下諏訪町では、「下諏訪町環境保全に関する条例」（昭和 47 年 6 月 28 日下諏訪町条例第 18 号、最終改正：平成 25 年 3 月 22 日下諏訪町条例第 1 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、同条例第 3 条第 2 号の規定により町が指定する「環境保全地域」の規制基準（規制の特例行為）及び騒音の規制基準を定めています。下諏訪町で指定される規制基準は、表 4.2.7.41～表 4.2.7.45 に示すとおりです。

表 4.2.7.41 環境保全地域内における規制の特例行為

番号	基準
1	当該環境保全地域が指定され、又はその地域が拡張された際、既に着手していた行為
2	非常災害のために必要な応急措置として行う行為
3	法令の規定により許可を受けて行う行為
4	森林保育のために必要な木竹の択伐及び間伐行為
5	改良改築で、その現状に著しい変更を及ぼさない行為
6	宅地内の土石を採取する行為
7	植生の回復など、自然を保護する行為
8	町長が、下諏訪町環境保全審議会の意見を聴いて、特に環境保全に障害を及ぼさないと認めた行為

出典：「下諏訪町環境保全に関する条例に基づく規制基準及び地域の指定を定める規則」

（昭和 47 年 12 月 25 日下諏訪町規則第 18 号、最終改正：平成 27 年 9 月 25 日下諏訪町規則第 13 号）

表 4.2.7.42 特定工場等の規制基準（第1表）

（単位：dB）

時間の区分 地域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時から 午後6時まで	朝：午前6時から 午前8時まで 夕：午後6時から 午後9時まで	午後9時から 翌日午前6時まで
第一種低層住居専用地域	50	45	45
第一種中高層住居専用地域	50	45	45
第二種中高層住居専用地域	50	45	45
第一種住居地域	60	50	50
近隣商業地域	65	65	55
商業地域	65	65	55
準工業地域	65	65	55

注1：騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性（FAST）を用いることとする。

注2：騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

注3：第1表に示す地域の区分は、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。

- (1) 第一種低層住居専用地域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする地域
- (2) 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする地域
- (3) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている地域であって、その地域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある地域

注4：地域の指定されない地区にあっては、第1表に掲げる商業地域の基準による。

注5：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの地域内における当該基準は、第1表に掲げる基準から5デシベルを減じた値とする。

出典：「下諏訪町環境保全に関する条例に基づく規制基準及び地域の指定を定める規則」

（昭和47年12月25日下諏訪町規則第18号、最終改正：平成27年9月25日下諏訪町規則第13号）

表 4.2.7.43 特定建設事業の規制基準 (1) (第2表)

(単位: dB)

時間の区分 事業の区分	午前7時から 午後7時まで	午後7時から 翌日午前7時まで	午前6時から 午後9時まで	午後9時から 翌日午前6時まで
別表第1号	85	発生させない	—	—
別表第2号	80	発生させない	—	—
別表第3号	—	—	75	発生させない

注1: 別表とは、規則の別表をいう(下記参照)。

別表 騒音に係る特定建設事業
1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打、くい抜機を除く。)を使用する事業(くい打機をアースオーガーと併用する事業を除く。)
2 びょう打機を使用する事業
3 さく岩機を使用する事業(事業地点が連続的に移動する事業にあつては、1日における当該事業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない事業に限る。)
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する事業(さく岩機の動力として使用する事業を除く。)
5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う事業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う事業を除く。)
6 コンクリートカッターを使用する事業

注2: 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性(FAST)を用いることとする。

注3: 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

注4: 特定建設事業から発生する騒音は、作業場所の敷地の境界線上において測定する。

注5: 第2表の基準における時間の区分は、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設事業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該特定建設事業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に発生させてはならない時間において当該特定建設事業を行う必要がある場合、道路法(昭和27年法律第180号)第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設事業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設事業を夜間に行うべきこととされた場合並びに道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設事業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設事業を夜間に行うべきこととされた場合における騒音は、この限りでない。

注6: 準工業地域にあつて、特定建設事業に伴って騒音を発生させてはならない第2表の時間の区分は、午後10時から翌日の午前6時までとする。ただし、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園にあつては、その敷地の周囲おおむね80メートルの地域内は第2表を適用する。

出典: 「下諏訪町環境保全に関する条例に基づく規制基準及び地域の指定を定める規則」

(昭和47年12月25日下諏訪町規則第18号、最終改正: 平成27年9月25日下諏訪町規則第13号)

表 4.2.7.44 特定建設事業の規制基準 (2) (第3表)

地域の区分	制限の区分	1日の発生時間	連続発生日数		発生 禁止日
			別表1～3号	別表4～6号	
第一種低層住居専用地域～ 商業地域		10時間	6日	1月	日曜日 その他の 休日
準工業地域		14時間		2月	

注1：別表とは、規則の別表をいう（下記参照）。

別表 騒音に係る特定建設事業
1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打、くい抜機を除く。)を使用する事業(くい打機をアースオーガーと併用する事業を除く。)
2 びょう打機を使用する事業
3 さく岩機を使用する事業(事業地点が連続的に移動する事業にあつては、1日における当該事業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない事業に限る。)
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する事業(さく岩機の動力として使用する事業を除く。)
5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う事業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う事業を除く。)
6 コンクリートカッターを使用する事業

注2：第3表の基準における制限の区分において、当該特定建設事業がその作業を開始した日に終わる場合又は1日の発生時間連続発生日数及び発生禁止日において災害その他非常の事態の発生により当該特定建設事業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該特定建設事業を行う必要がある場合における当該特定建設事業に係る騒音は、この限りでない。

注3：発生禁止日において災害その他非常の事態の発生により当該特定建設事業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設事業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設事業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設事業であつて、当該特定建設事業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設事業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設事業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設事業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設事業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設事業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設事業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設事業に係る騒音は、この限りでない。

出典：「下諏訪町環境保全に関する条例に基づく規制基準及び地域の指定を定める規則」

(昭和47年12月25日下諏訪町規則第18号、最終改正：平成27年9月25日下諏訪町規則第13号)

表 4.2.7.45 商業宣伝拡声機の規制基準（第4表）

番号	基準
1	商業宣伝拡声器から発生する騒音の基準は、第1表の特定工場等の規制基準による。
2	商業宣伝拡声器は、午後7時から翌日の午前10時まで、騒音を発生させてはならない。
3	商業宣伝拡声器から発生する騒音は、1回10分以内の時間とし、1回につき15分以上の休止時間をとること。
4	商業宣伝拡声器は、地上7メートル以下の位置で使用しなければならない。

注1：騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性(FAST)を用いることとする。

注2：騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1)騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3)騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

注3：商業宣伝拡声器から発生する騒音は、当該拡声器の直下の地点から、おおむね10メートルの地点で測定する。

出典：「下諏訪町環境保全に関する条例に基づく規制基準及び地域の指定を定める規則」

(昭和47年12月25日下諏訪町規則第18号、最終改正：平成27年9月25日下諏訪町規則第13号)

(4) 地方公共団体の条例等、自然環境の保全を目的に指定された区域

長野県の条例等により自然環境の保全を目的に指定された区域について、調査区域には、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」（平成 25 年 3 月 25 日長野県条例第 11 号）第 9 条第 1 項に規定される水資源保全地域として、「下諏訪町汁垂水資源保全地域」があります。下諏訪町汁垂水資源保全地域の区域は、表 4.2.7.46 に示すとおりです。なお、「長野県自然環境保全条例」（昭和 46 年 7 月 13 日長野県条例第 35 号、最終改正：平成 24 年 3 月 22 日長野県条例第 22 号）の規定に基づき指定されている県自然環境保全地域及び郷土環境保全地域はありません。

関係市町の条例等により自然環境の保全を目的に指定された区域について、調査区域には、「諏訪市自然環境保護条例」（昭和 49 年 3 月 30 日諏訪市条例第 17 号、最終改正：平成 12 年 3 月 28 日諏訪市条例第 1 号）第 7 条第 1 項に規定される自然環境保護調整地区があります。

地方公共団体の条例等、自然環境の保全を目的に指定された区域の位置は、図 4.2.7.14 に示すとおりです。

表 4.2.7.46 下諏訪町汁垂水資源保全地域の区域

名 称	区 域
下諏訪町汁垂水資源保全地域	下諏訪町字汁垂 7522 番、7524 番、7526 番 1、7527 番イ、7528 番から 7531 番まで、7532 番イ及びロ、7533 番、7534 番イ及びロ、7535 番、7536 番 1 及びイ、7537 番 1 及びロ、7538 番、7539 番 1 及びロ、7540 番から 7550 番まで、7551 番イ及びロ、7552 番、7553 番イ及びロ、7554 番イ及びロ、7555 番、7556 番ロ、7557 番、7558 番イ及びロ、7559 番から 7561 番まで、7562 番 1 及びロ、7563 番 1 及びロ、7564 番、7565 番、7566 番イ及びロ、7567 番イ及びロ、7568 番、7569 番 1 及び 2、7570 番、7571 番イ及びロ、7572 番、7573 番、8089 番並びに 8090 番ロ、字次郎 8094 番、8098 番 1、8153 番 1 及びロ、8154 番 1、8156 番、8160 番 1 及び 2、8161 番 1 及び 2、8162 番、8163 番、8164 番 1、ロ、ハ、ニの 1 及び 2 並びにホ、8165 番並びに 8173 番イ及びロ、字土坂 8234 番、8235 番イ及び 1、8236 番ロ、8237 番、8238 番 1 並びに 8240 番、字寺平 8297 番イの 1 の丁及び 2 から 5 まで、ハ並びにロ並びに 8298 番の区域

出典：「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」（平成 25 年 3 月 25 日長野県条例第 11 号）

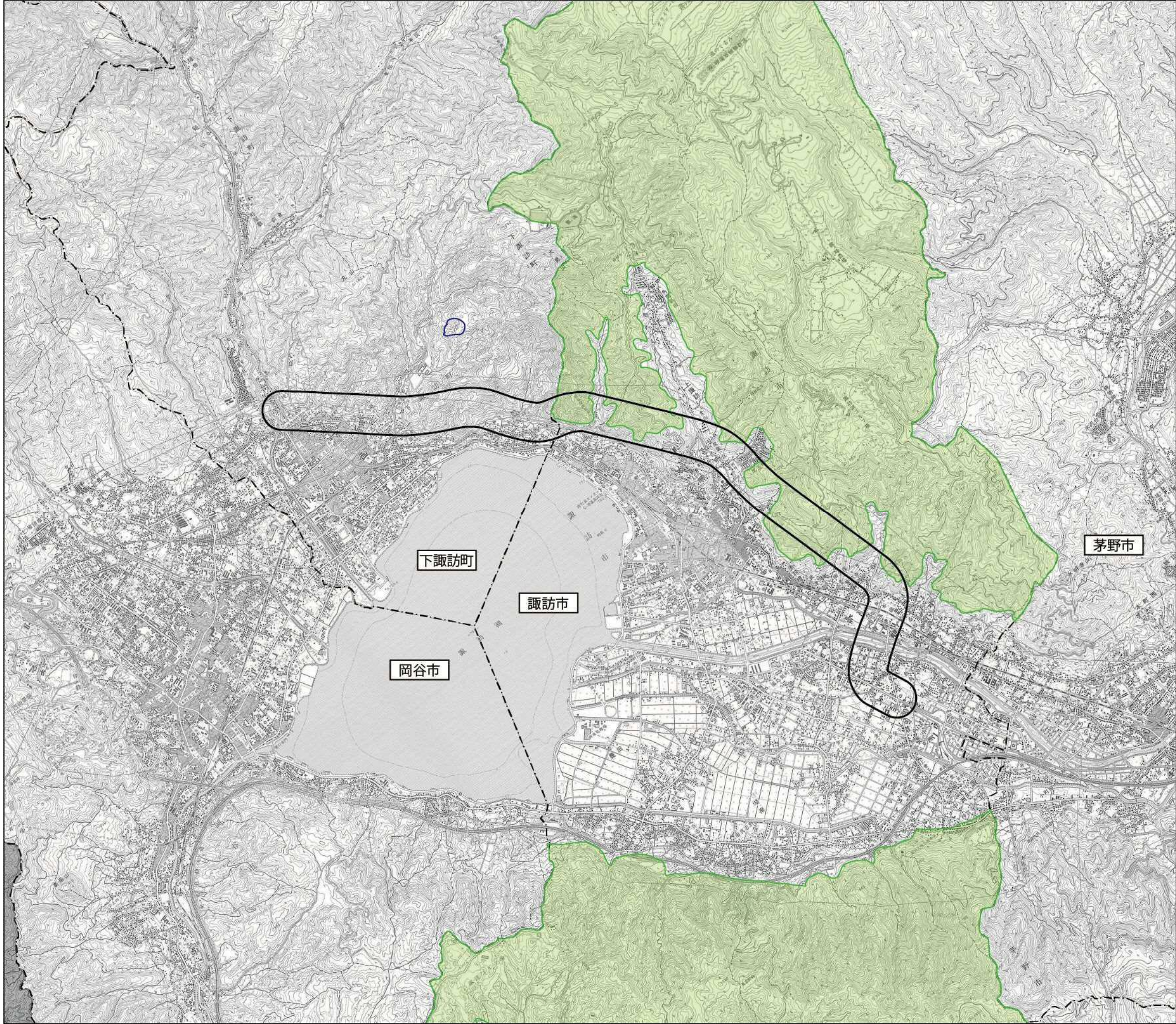


図 4.2.7.14
自然環境の保全を目的に指定された区域の位置図

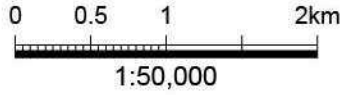
記号	名称
	下諏訪町汁垂水資源保全地域

出典：「下諏訪町汁垂水資源保全地域」（平成27年6月 長野県）

記号	名称
	自然環境保護調整地区

出典：「自然環境保護調整地区図」（平成12年3月 諏訪市）

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



(5) 生物多様性の観点から重要度の高い湿地

調査区域には、環境省が選定する生物多様性の観点から重要度の高い湿地として、霧ヶ峰湿原群、諏訪湖および流入河川があります。

生物多様性の観点から重要度の高い湿地の選定状況は、表 4.2.7.47 に示すとおりです。

表 4.2.7.47 生物多様性の観点から重要度の高い湿地の選定状況

湿地名	市町名	湿地タイプ	生息・生育域	生物分類群	選定理由
霧ヶ峰湿原群	諏訪市、 下諏訪町	高層湿原	霧ヶ峰 湿原群	湿原 植生	【八島ヶ原湿原、池のくるみ踊場湿原、車山湿原など】 ヌマガヤーチヤミズゴケ群落、ヌマガヤーイボミズゴケ群落など。ホロムイヌゲ、ミカヅキグサなどの生育地
			霧ヶ峰 湿原群	昆虫類	【八島ヶ原湿原、池のくるみ踊場湿原、車山湿原、霧ヶ峰湿原など】 尾瀬ヶ原と並ぶ高層湿原。高山性のルリイトトンボ、カラカネトンボの生息地
諏訪湖および 流入河川	岡谷市、 諏訪市、 下諏訪町	淡水湖沼、 河川	諏訪湖 および 流入河 川	昆虫類	メガネサナエの生息地

出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地[重要湿地]」（平成 28 年 4 月 環境省自然環境局自然環境計画課）

(6) 砂防法第二条、地すべり等防止法第三条第一項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定された土地及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

調査区域には、「砂防法」（明治30年3月30日法律第29号、最終改正：平成25年11月22日法律第76号）第2条の規定により指定された土地（以下、「砂防指定地」とする。）及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年7月1日法律第57号、最終改正：平成17年7月6日法律第82号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域があります。なお、「地すべり等防止法」（昭和33年3月31日法律第30号、最終改正：平成26年6月13日法律第69号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域は、調査区域にはありません。

砂防指定地の指定状況は表4.2.7.48に、位置は図4.2.7.15、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、表4.2.7.49に、位置は図4.2.7.15に示すとおりです。なお、地すべり危険箇所があり、その位置は、図4.2.7.15に示すとおりです。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年5月8日法律第57号、最終改正：平成26年11月19日法律第109号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域、第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域があります。土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の位置は、図4.2.7.16に示すとおりです。

表 4.2.7.48 砂防指定地の指定状況

市町名	番号	名称	市町名	番号	名称	
岡谷市	1	堤洞川	諏訪市	27	細久保川	
	2	オモ入本沢		28	中沢川	
	3	ヒライシ沢		29	中ノ沢川	
	4	境沢		30	野明沢川	
	5	待張川及び楡山沢		31	南沢川	
	6	志平川		32	砥沢川	
	7	須門狭間川		33	小田井沢川	
	8	本沢川		34	唐沢川	
	9	ウノキ沢川及び兎沢		35	権現沢川	
	10	八重場沢川		36	滝沢川	
	11	小田井沢		37	女沢川	
	12	北村沢川		諏訪市・茅野市	38	西沢川
	13	大堀川		茅野市	39	下馬沢川
	14	栃久保川	40		水眼川	
	15	長久保沢	41		ヨキトギ川	
	16	横河川左支川	42		上川	
	17	横河川	43		茅野横河川	
	18	八倉沢	44		檜沢川	
	19	常現寺川	45		砥川	
岡谷市・下諏訪町	20	竹の沢川	下諏訪町	46	福沢川	
	21	赤渋川		47	大久保川	
諏訪市	22	大和沢		48	小久保沢川	
	23	千本木川		49	湯沢川	
	24	角間川		50	承知川	
	25	芦ヶ沢		51	空木沢	
	26	唐沢川		—	—	

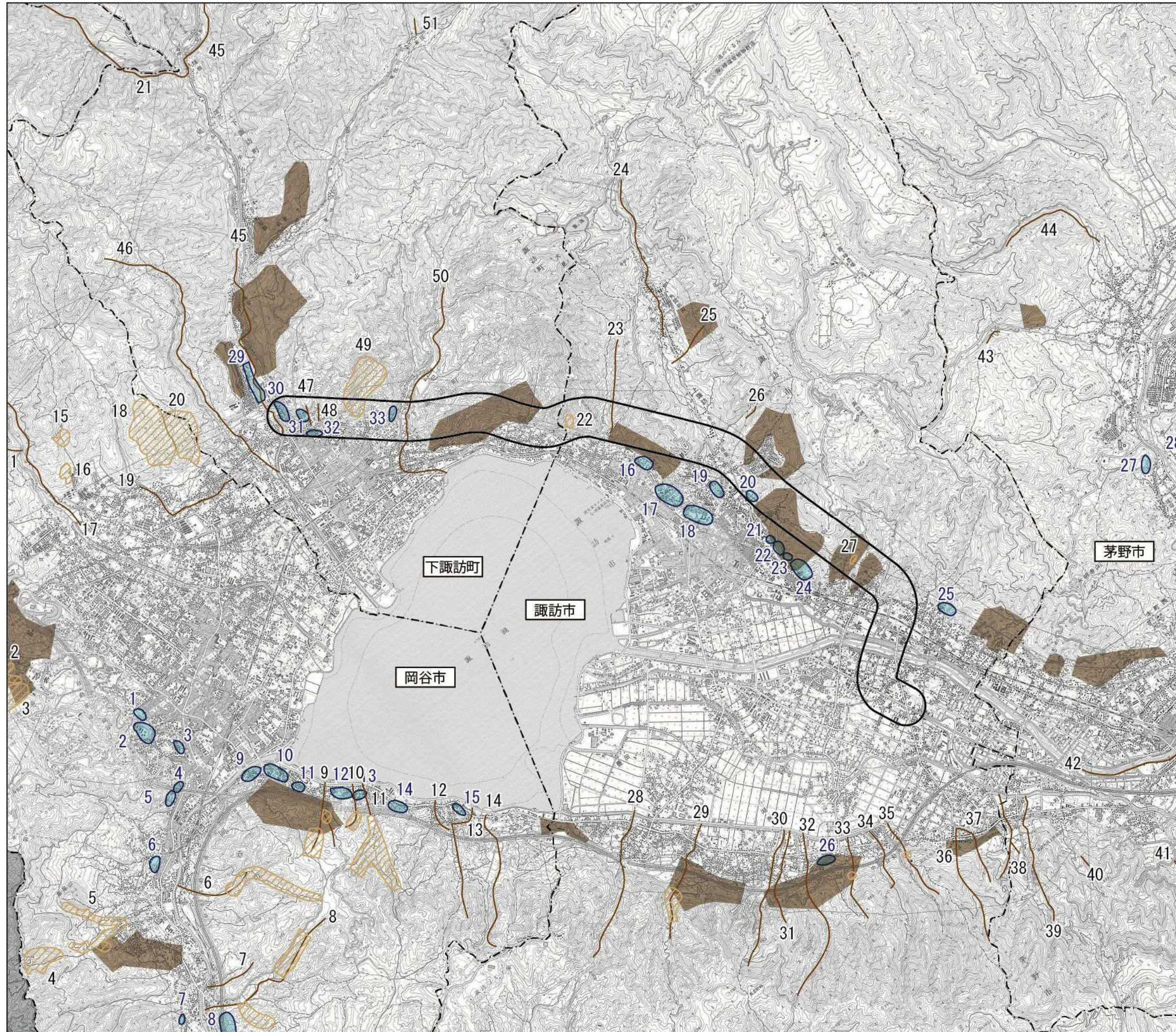
出典：「諏訪建設事務所管内図」（平成24年4月 長野県）

表 4.2.7.49 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

市町名	番号	名称	面積 (ha)
岡谷市	1	山手町	0.26
	2	鳴沢	0.49
	3	堤下	0.43
	4	成田町	0.03
	5	成田町 2 号	0.89
	6	三沢	0.02
	7	塩坪	0.03
	8	鮎沢	0.21
	9	川上	0.06
	10	花岡	0.09
	11	花岡 2 号	0.01
	12	久保寺 2 号	1.97
	13	久保寺	0.60
	14	花岡 3 号	0.55
	15	小坂	0.43
諏訪市	16	湯の脇 2 号	0.04
	17	湯の脇	0.02
	18	手長丘下	1.21
	19	岡村	0.06
	20	岡村 2 号	0.40
	21	清水町 3 号	0.20
	22	清水町	1.26
	23	清水町 2 号	0.03
	24	武津	0.44
	25	神戸	1.21
	26	大熊	1.31
茅野市	27	埴原田	0.75
	28	福沢	2.77
下諏訪町	29	星が丘	4.01
	30	山の神	1.44
	31	東町 1 号	0.20
	32	東町 2 号	0.60
	33	武居	0.32

出典：「諏訪建設事務所管内図」（平成 24 年 4 月 長野県）

図 4.2.7.15 地すべり危険箇所・砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域の位置図



記号	名称
	地すべり危険箇所
	砂防指定地
	急傾斜地崩壊危険区域

出典：「長野県統合型地理情報システム」
 (平成 26 年 7 月 長野県企画振興部情報政策課)
 「諏訪建設事務所管内図」(平成 24 年 4 月 長野県)

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外

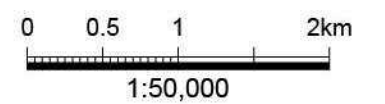
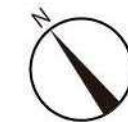


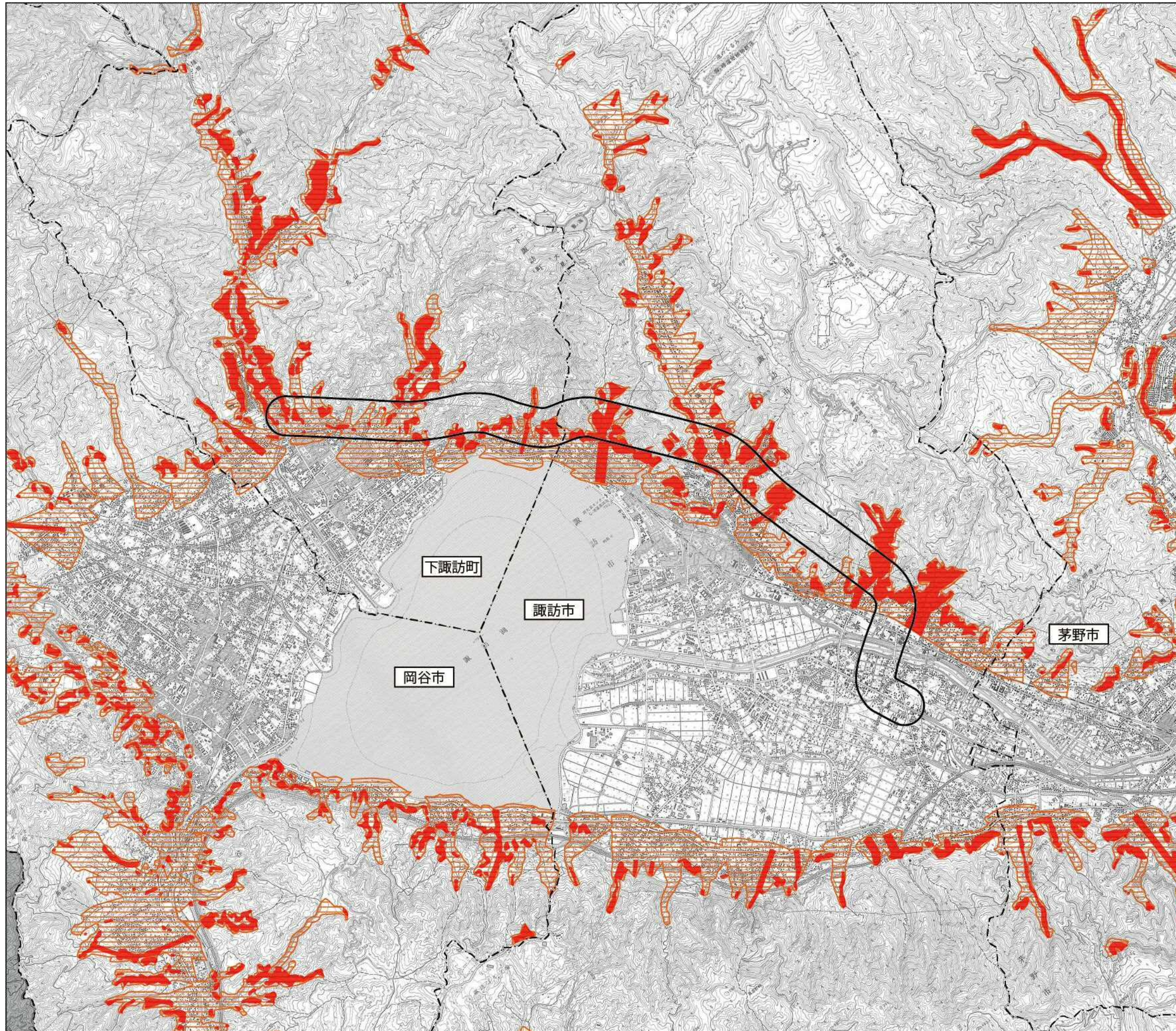





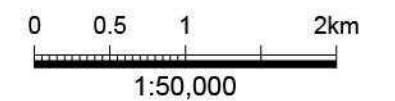
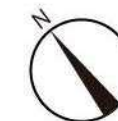
図 4.2.7.16 土砂災害警戒区域等の位置図

記号	名称
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域

出典：「長野県統合型地理情報システム」
 (平成28年3月 長野県企画振興部情報政策課)



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



4.2.8 地域における計画・戦略・目標等

調査区域では、環境に関する計画や総合的な計画を策定し、大気質・騒音等の生活環境の保全、生物多様性、ふれあいの確保、多面的機能の発揮等の自然環境の保全を推進することを掲げています。長野県、岡谷市、諏訪市、茅野市及び下諏訪町が策定したこれらの計画等は、以下に示すとおりです。

1) 長野県の計画・戦略・目標等

(1) 第三次長野県環境基本計画【平成 25 年度～平成 29 年度】（平成 25 年 2 月）

長野県では、「長野県環境基本条例」（平成 8 年 3 月 25 日長野県条例第 13 号、最終改正：平成 11 年 12 月 20 日長野県条例第 45 号）を制定し、この条例に基づき環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「長野県環境基本計画」を平成 9 年に策定しています。更に、時節の環境問題に対応するため、計画の改訂を行っています。現在、計画期間を平成 25 年度～平成 29 年度に設定した「第三次長野県環境基本計画」を平成 25 年 2 月に策定しています。

本計画は、基本テーマの「参加と連携で築く 豊かな環境・持続可能な信州」を目指して、水・大気環境の保全、自然環境の保全などの分野ごとに、将来像、実施施策、目標を定めています。第三次長野県環境基本計画の趣旨及び施策の範囲は、下記に示すとおりです。

計画の趣旨及び施策の範囲（第三次長野県環境基本計画）

■ 環境基本計画の趣旨

長期的な長野県の環境の将来像を示し、その実現のために必要な今後 5 年間の施策とその中でも特に重点的に実施する施策を位置付け、県・市町村、県民、事業者、関係団体など、あらゆる主体の参加と連携により、本県の優れた環境を保全していくことを目指す。

■ 施策の範囲

- ・ 環境保全活動、環境教育並びに協働取組の推進に関すること。
- ・ 地球温暖化対策・環境エネルギー政策に関すること。
- ・ 廃棄物の発生抑制や適正処理、資源の循環利用などに関すること。
- ・ 水資源・水環境の保全や大気汚染の防止など、生活環境の保全に関すること。
- ・ 自然環境と生物多様性の保全及び持続可能な利用に関すること。

(2) 長野県総合5か年計画2013～しあわせ信州創造プラン～（平成25年4月）

長野県では、直面する課題に向き合い、長野県の将来像を目指して確かな一歩を踏み出す県政運営の基本となる総合計画を平成25年4月に策定し、県の将来像を県民と共に一緒に創りあげるための方向性や方策を明らかにしています。

本計画は、基本目標を「確かな暮らしが営まれる美しい信州」とし、平成25年度～平成29年度の5年間の計画期間に目指す「未来の信州」の姿を5つ示しています。将来像の実現に向けて、今後5年間の政策推進の基本方針を3つ定め、方針ごとに先駆的で先導的な取組を行う施策や県内の各地域がめざす方向とその方策等を示しています。

調査区域が位置する諏訪地域では、地域がめざす方向を「未来へつながる先進技術 活力あふれる自然と伝統の地域づくり」としています。

(3) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
（平成 25 年 12 月）

長野県では、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 28 年 6 月 7 日法律第 72 号）第 6 条の規定に基づく「都市計画に関する基礎調査」（平成 23 年度実施）の結果等を踏まえ、平成 25 年 12 月に関係市町それぞれの都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しています。

本計画は、県土全体を見据えた都市づくりの目標と方向性を示す「長野県都市計画ビジョン」と県土全体を 10 の圏域に分けた「圏域マスタープラン」を踏まえ、県が広域的な観点から定めたもので、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして、都市計画の目標、区域区分（※）の決定の有無及び区分する場合はその方針、主要な都市計画の決定の方針等を定めています。

なお、関係市町における都市計画区域については、今後、他の法令との適切な連携のもとで、区域区分以外の各種都市計画手法、建築基準法に基づく制度の活用等により、計画的な土地利用の実現を前提として、「区域区分は定めない」としています。

関係市町における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要は、表 4.2.8.1 に示すとおりです。

表 4.2.8.1 関係市町における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要

都市計画区域の名称		岡谷都市計画区域	諏訪都市計画区域	茅野都市計画区域	下諏訪都市計画区域
対象市町村		岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町
範囲		諏訪湖を除く 岡谷市全域	諏訪湖を除く 諏訪市全域	茅野市全域	諏訪湖を除く 下諏訪町全域
目標 年次	都市計画の 基本的な方向	平成 42 年	平成 42 年	平成 42 年	平成 42 年
	都市施設など の整備目標	平成 32 年 (中間：平成 27 年)	平成 32 年 (中間：平成 27 年)	平成 32 年 (中間：平成 27 年)	平成 32 年 (中間：平成 27 年)
将来都市像		人と自然が共生する健康文化産業都市	豊かな自然と文化がやさしくいきづく快適生活都市・諏訪	人も自然も元気で豊か 躍動する高原都市	恵まれた水と緑、都市機能と産業の集積を生かし、ゆったり暮らす、安全で快適な文化都市

出典：「岡谷都市計画（岡谷市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 25 年 12 月 長野県）
「諏訪都市計画（諏訪市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 25 年 12 月 長野県）
「茅野都市計画（茅野市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 25 年 12 月 長野県）
「下諏訪都市計画（下諏訪町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 25 年 12 月 長野県）

※区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」といわれています。

(4) 生物多様性ながの県戦略（平成 24 年 2 月）

長野県では、「生物多様性基本法」（平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号）第 13 条に定める生物多様性地域戦略として平成 24 年 2 月に「生物多様性ながの県戦略」を定め、長野県の自然的社会的特性を活かした生物多様性の保全及びその持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な計画を策定しています。

本計画は、長野県の生物多様性のあるべき姿（40 年後のビジョン）を「人と自然が共生する信州」と定め、その実現に向けた今後 10 年間の行動規範、施策、推進体制等の行動計画や直面している課題に対応するための重点施策等を示しています。

(5) 天竜川水系諏訪圏域河川整備計画（平成 26 年 4 月）

長野県では、「河川法」（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号、最終改正：平成 27 年 5 月 20 日法律第 22 号）第 16 条の 2 に基づき、同法に規定される河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を策定しています。また、長野県における河川整備計画は、水系、地域性等を考慮し、県内を 16 圏域に分割しており、個々に河川整備計画を策定しています。調査区域は、岡谷市、茅野市、諏訪市、下諏訪町、富士見町、原村の 3 市 2 町 1 村で構成される、天竜川水系の「諏訪圏域」に位置しています。

本計画は、計画対象期間を、河川整備の実施に関する事項に記載されている河川整備が一連の効果を発現する期間として今後 20 年間とし、天竜川水系に属する一級河川を対象に、河川整備計画の目標を定めています。諏訪湖等、目標を実現させるための具体的方策として計画的な河川整備を施工する河川については、施工場所、整備内容等を具体的に記しているほか、河川の維持の目的、種類及び施工の場所や、河川情報の提供、地域や関係機関との連携等の図り方等が示されています。

2) 岡谷市の計画・戦略・目標等

(1) 第3次岡谷市環境基本計画（平成27年3月）

岡谷市では、「岡谷市環境基本条例」（平成10年12月22日岡谷市条例第32号、最終改正：平成28年3月15日岡谷市条例第17号）第7条に基づき、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成12年4月に「岡谷市環境基本計画」を策定しています。現計画である「第3次岡谷市環境基本計画」は、平成27年度から5年間の環境保全に関する施策の基本的方向を示すとともに、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下、一体となって環境保全を推進するための指針として、平成27年3月に策定されました。

本計画は、計画の期間を平成27年度から平成31年度の5年間としており、対象とする環境施策の範囲を市民、事業者、行政等あらゆる主体の参加と協働による、地球環境の保全、自然環境の保全、生活環境の保全、循環型社会の構築、快適環境の形成のための諸施策と定めています。また、設定した6つの基本目標について、目標指標・数値を定めるとともに、その実現に向けて環境保全に関する施策の方向性と、市民、事業者が自主的な取組を行うための行動指針を示しています。

(2) 第4次岡谷市総合計画（後期基本計画2014-2018）（平成26年3月）

岡谷市では、平成21年に、岡谷市民憲章を基本理念として、将来都市像を「みんなが元気に輝くたくましいまち岡谷」として定めた「第4次岡谷市総合計画」を策定しています。本計画について、平成30年度までを計画期間とする第4次岡谷市総合計画「後期基本計画」が、平成26年3月に策定されました。

本計画は、岡谷市の将来像を実現するための5つの基本目標と15の政策で構成されており、基本計画として、中期的にその実現を図るために必要な基本的な施策を体系的に示しています（計画期間：平成21～25年度（前期）及び平成26～30年度（後期））。また、実施計画として、基本計画に示した基本的な施策を計画的、効率的に実施するための具体的な事業計画を明らかにしています（計画期間：3年間、毎年度ローリング方式により見直し）。

3) 諏訪市の計画・戦略・目標等

(1) 第二次諏訪市環境基本計画（平成 24 年 3 月）

諏訪市では、平成 14 年 3 月に「諏訪市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像を「うつくしい湖 あふれる緑 小鳥うたうまち 文化の香り高く いきいきとやさしいまち」と定め、さまざまな環境施策を進めてきました。現計画である「第二次諏訪市環境基本計画」は、計画策定から 10 年が経過したことから、この 10 年の間に大きな問題として注目されるようになった「地球温暖化」、「災害への備え」及び「生物多様性」についての取り組みも新たに取り上げるなど、時代背景に即した計画として、平成 24 年 3 月に策定されました。

本計画は、計画の期間を平成 24 年度から平成 33 年度の 10 年間としており、各主体の役割を示すとともに、設定した 6 つの基本目標について、具体的にどのような行動をすべきかを検討し、市民・事業者・市の主体ごとの取り組み項目を設定しています。

(2) 第五次諏訪市総合計画（前期基本計画 2012-2016）（平成 24 年 4 月）

諏訪市では、平成 14 年度を初年度とし平成 23 年度を目標年次とする「第四次諏訪市総合計画」を策定し、「ゆたかな自然と社会が調和する、心豊かな、活力のある環境文化都市」を目指すべき都市像に掲げ、これを実現するため、それぞれの分野ごとに基本目標と 8 本の施策の大綱を定め、さまざまな施策を展開してきました。現計画である「第五次諏訪市総合計画」は、諏訪市の現状や課題を踏まえ、「自然の恵みと地域の活力が調和するやさしさとふれあいのまち 諏訪」を将来像として定め、それを実現するための「まちづくりの基本目標」を長期的かつ総合的な視野に立って定めることを基本構想とし、平成 24 年 4 月に策定されました。

本計画は、諏訪市の将来像を実現するための 7 つの基本目標と 17 の基本政策で構成されており、基本計画として、施策ごとに「基本方針」および現状と課題を踏まえた「施策の展開」を定め、効率的・効果的に事業を進めることとしています（計画期間：平成 24～28 年度（前期）及び平成 29～33 年度（後期））。また、実施計画として、基本計画に定めた「施策の展開」について、社会情勢や財政状況との整合性を図り、具体的な事業内容を定めています（計画期間：3 年間、毎年度ローリング方式により見直し）。

4) 茅野市の計画・戦略・目標等

(1) 茅野市環境基本計画（平成 13 年 3 月）

茅野市では、「茅野市環境にやさしいまちづくり条例」（平成 11 年 3 月 30 日茅野市条例第 8 号）第 7 条に基づき、第 3 次茅野市総合計画に即し、環境の保全等に関する市の基本となる計画として、平成 13 年 3 月に「茅野市環境基本計画」を策定しています。

本計画は、計画の期間を平成 13 年から平成 27 年としており、自然環境（動植物、森林、河川・湖沼・湧水等）、生活環境（公害、ダイオキシン類、地域活動等）、快適環境（公園・街路樹、親水空間、景観等）と地球環境（地球温暖化、酸性雨、資源等）を計画の対象範囲としています。また、目指す環境都市像を「八ヶ岳の豊かな自然と人が調和する環境先進都市」と定め、設定した 6 つの目標を達成するための具体的な取り組みに対して、市民・事業者・滞在者・市の各主体がそれぞれ行動するにあたって、どのように環境へ配慮すべきかを示した具体的な手引きとなるものとしています。

(2) 茅野市民プラン（第 4 次茅野市総合計画後期計画 2013-2017）（平成 25 年 3 月）

茅野市では、平成 20 年度に、「みんなでつくる、みんなの茅野市」を合言葉に、「茅野市民プラン」として位置づけた「第 4 次茅野市総合計画」を策定しています。本計画について、平成 29 年度までを計画期間とする第 4 次茅野市総合計画「後期基本計画」が、平成 25 年 3 月に策定されました。

本計画は、茅野市民憲章を基本理念として、将来像を「人も自然も元気で豊か躍動する高原都市」として定め、それを実現するための 8 つの政策で構成されており、基本計画として、基本構想に示した政策・施策を具体的な事業計画として位置づけています（計画期間：平成 20～24 年度（前期）及び平成 25～29 年度（後期））。また、実施計画として、基本計画を実現するため、3 か年に実施する事業を具体的に定めています（計画期間：3 年間、毎年度ローリング方式により見直し）。

5) 下諏訪町の計画・戦略・目標等

(1) 下諏訪町環境基本計画 第2次改訂版【2011-2020】(平成24年3月)

下諏訪町では、「下諏訪町環境基本条例」(平成13年12月21日下諏訪町条例第21号、最終改正：平成25年3月22日下諏訪町条例第1号)第7条に基づき、平成14年に「下諏訪町環境基本計画」を策定し、環境施策実施状況の集約と環境審議会への報告により、進行管理を行ってきました。現計画である「下諏訪町環境基本計画 第2次改訂版」は、計画策定から10年が経過したことから、様々な環境関連法律の制定や社会情勢の変化に対応した見直しを行い、平成24年3月に策定されました。

本計画は、計画の期間を平成23年度から平成32年度の10年間としており、住民、事業者、町(行政)の三者の役割を示すとともに、設定した5つの基本目標について個別目標を示し、個別目標ごとに取り組みの方向性と進めていくべき施策等について、実施時期、主体などを設定しています。

(2) 第7次下諏訪町総合計画(基本構想・前期基本計画)(平成28年4月)

下諏訪町では、平成18年度を初年度とし平成27年度を目標年次とする「下諏訪町総合計画 第6次改訂版」を策定し、「小さくてもきらりと光る美しいまち」を目指し、5つのまちづくりの基本理念を定め、さまざまな施策を展開してきました。現計画である「第7次下諏訪町総合計画」は、第6次総合計画策定から10年を経過し、計画期間が満了となることから、町を取り巻く現状と課題を改めて整理し、町民要望に応えるうえで必要となる施策を展開していくため、平成28年4月に策定されました。

本計画は、「小さくてもきらりと光る美しいまち」を目指し、6つのまちづくりの基本理念を定めるとともに、基本理念により下諏訪町のめざす将来像を明らかにし、将来像を実現するための基本方針となる「施策の大綱」を示す基本構想を定めています。また、基本構想を実現するための具体的指針である基本計画により、基本的施策を体系的に示しています(計画期間：平成28～32年度(前期)及び平成33～37年度(後期))。実施計画については、基本計画に示した施策を計画的かつ効果的に実施するための具体的事業計画であり、実施に関わる年次計画とその財源的裏付けを明らかにするものとしています(計画期間：3年間、毎年度ローリング方式により見直し)。

6) 行政事務組合の計画・戦略・目標等

(1) 湖周地域循環型社会形成推進地域計画（平成23年8月、最終変更：平成26年9月）

岡谷市、諏訪市及び下諏訪町で構成される湖周行政事務組合では、湖周地域において共同でごみ処理施設を整備し循環型社会の構築を図ることを目的として、平成17年3月に「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画」を策定しています。本計画を補完するストックヤードやその他の廃棄物の資源化については、各市町の一般廃棄物処理施策に応じ個別に整備することとしており、本方向性に基づき、平成23年8月に「湖周地域循環型社会形成推進地域計画」を策定しています。

本計画は、計画期間を平成23年度から平成29年度までの7年間としており、事業系及び家庭系の一般廃棄物等の排出量、再生利用量、熱回収量、減量化量、最終処分量について具体的な数値目標を設定し、施策の内容について示しています。

(2) 諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画（平成23年12月）

茅野市、富士見町及び原村で構成される諏訪南行政事務組合では、雄大な八ヶ岳の西麓に位置し、蓼科高原、白樺湖、入笠山など豊かな自然環境に恵まれた地域であることから、自然と共生する循環型社会の形成を目指し、平成23年12月に「諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画」を策定しています。

本計画は、計画期間を平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間としており、事業系及び家庭系の一般廃棄物等の排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量並びに生活排水処理について具体的な数値目標を設定し、施策の内容について示しています。

4.2.9 その他の事項

1) 公害苦情処理件数

関係市町における公害苦情処理件数は、表 4.2.9.1 に示すとおりです。

岡谷市では、平成 26 年度における全公害苦情件数は 40 件でした。そのうち、37 件が典型 7 公害に該当しており、主に大気汚染に関する苦情が多い状況です。

諏訪市では、平成 26 年度における全公害苦情件数は 70 件でした。そのうち、68 件が典型 7 公害に該当しており、主に大気汚染、水質汚濁に関する苦情が多い状況です。

茅野市では、平成 26 年度における全公害苦情件数は 120 件でした。そのうち、84 件が典型 7 公害に該当しており、主に大気汚染に関する苦情が多い状況です。

下諏訪町では、平成 26 年度における全公害苦情件数は 31 件でした。そのうち、25 件が典型 7 公害に該当しており、主に大気汚染、水質汚濁に関する苦情が多い状況です。

表 4.2.9.1 公害苦情処理件数（平成 26 年度）

行政区	典型 7 公害									典型 7 公害 以外の 苦情	合計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	低 周 波	振動	地盤 沈下	悪臭	計		
岡谷市	25	9	3	0	0	0	0	0	37	3	40
諏訪市	27	24	0	11	0	2	0	4	68	2	70
茅野市	51	16	1	12	0	1	0	3	84	36	120
下諏訪町	11	8	1	2	0	0	0	3	25	6	31

出典：「長野県環境部環境政策課資料」（平成 27 年 10 月 長野県環境部環境政策課）

2) 廃棄物

(1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

ここで対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物（以下「建設副産物」といいます。）のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源（建設発生土等）や廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含むものです。

建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号、最終改正：平成 24 年 6 月 27 日法律第 47 号）により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：平成 27 年 7 月 17 日法律第 58 号）に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再生資源として、「資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）、並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日法律第 55 号）に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。

一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号、最終改正：平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号）に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品（環境物品）の購入を義務付けています。

国土交通省においては、「国土交通白書 2016」（平成 28 年 7 月 国土交通省）によると、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき、全国一斉パトロール等による法の適正な実施の確保に努めています。また、建設リサイクルの関係者が今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するための提言である「建設リサイクル推進に係る方策」を取りまとめ、国土交通省として、第 4 次行動計画となる「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月 国土交通省）を策定しています。

長野県においては、廃棄物の減量化目標やリサイクル目標、目標達成のための県民・事業者・行政それぞれの取り組みの指針を示す「長野県廃棄物処理計画（第 4 期：平成 28 年度～平成 32 年度）」（平成 28 年 4 月 長野県）を策定しています。

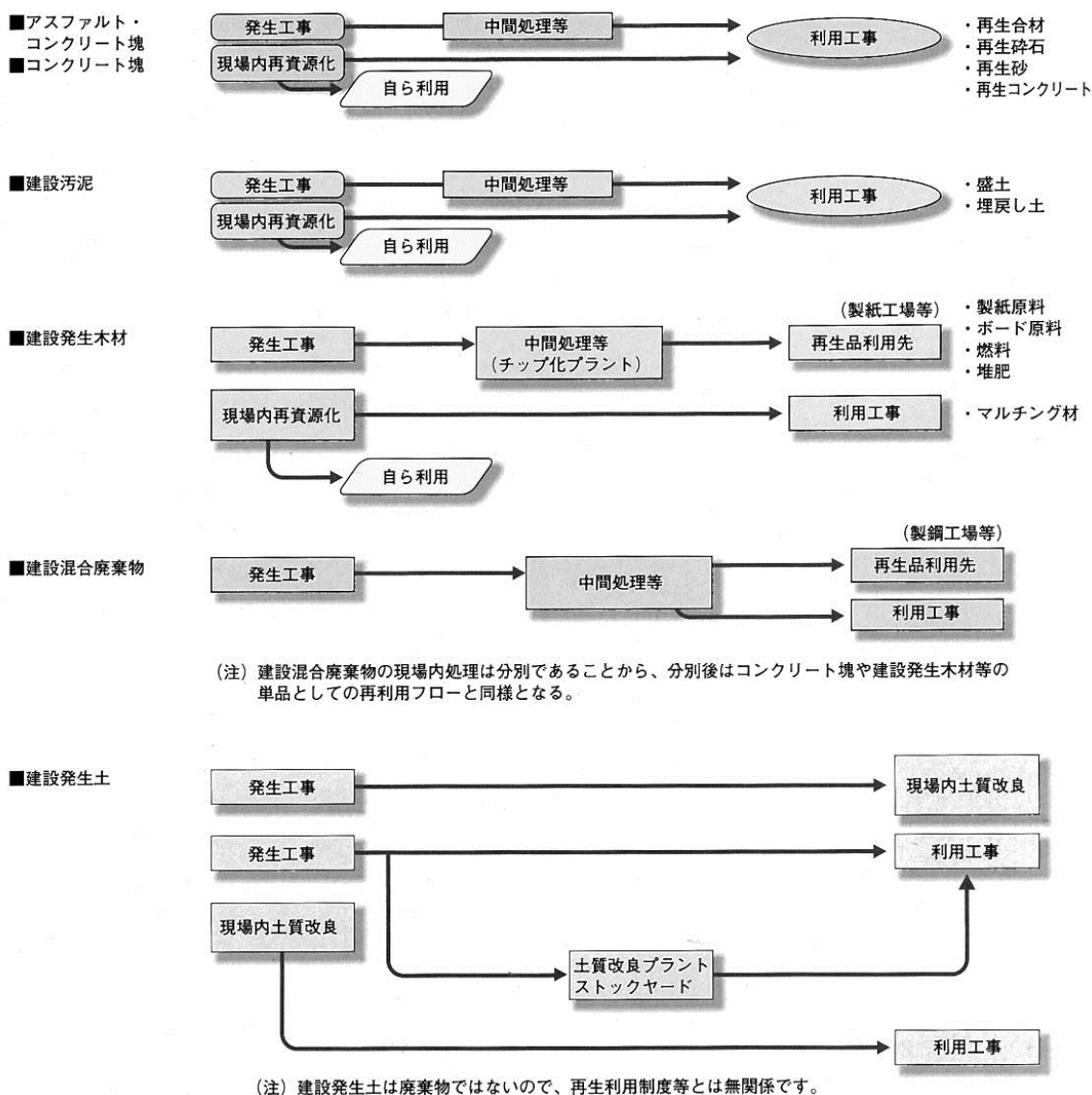
(2) 廃棄物等の再利用・処分技術の現況

建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れは図 4.2.9.1 に示すとおりです。

国土交通省では、所管公共施設や公共事業においてアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊を路盤材や再生アスファルト合材とする再利用を図ってきており、平成 26 年には「建設リサイクル推進計画 2014」を策定しています。また、関

東地方においては、「建設リサイクル推進計画 2014」を踏まえ、関東地域における建設リサイクルの推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策をとりまとめた「建設リサイクル推進計画 2015(関東地域版)」(平成 27 年 7 月 関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会)を策定しています。「建設リサイクル推進計画 2015(関東地域版)」によると、平成 27 年度～30 年度の 4 ヶ年を計画期間として、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象に、平成 30 年度を目標年度とする目標値を設定しています。さらに、本計画の追跡調査を行うことにより建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し必要な措置を講じるものとしています。

「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」によると、平成 24 年度の長野県の建設副産物の再資源化等率は 96.3%で、全国と同程度の状況です。建設廃棄物の再資源化率は、表 4.2.9.2 に示すとおりです。



出典：「よくわかる建設リサイクル 2014-15」(平成 26 年 11 月 建設副産物リサイクル広報推進会議)

図 4.2.9.1 建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ

表 4.2.9.2 建設廃棄物の再資源化率（平成 24 年度）

品目		長野県	関東	全国	
建設廃棄物全体	コンクリート塊	発生量（千 t）	660.8	9,040.1	31,748.4
		再資源化率（%）	99.7	99.5	99.3
	アスファルト・コンクリート塊	発生量（千 t）	444.1	7,592.3	25,883.0
		再資源化率（%）	99.7	99.7	99.5
	建設発生木材	発生量（千 t）	123.3	1,471.1	5,126.9
		再資源化率（%）	94.4	95.8	94.4
	建設汚泥	発生量（千 t）	36.6	3,320.4	7,402.4
		再資源化率（%）	69.3	81.9	85.0
	建設混合廃棄物	発生量（千 t）	50.5	1,040.9	2,795.4
		再資源化率（%）	53.5	72.1	58.2
	建設発生土	場外排出量（千 m ³ ）	2,178.2	29,621.7	140,794.3
		利用率（%）	95.4	91.1	88.3

出典：「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」（平成 26 年 3 月 国土交通省総合政策局）

ウ. 廃棄物等の処理施設等の立地状況

関係市町には、産業廃棄物の最終処分場はありません。

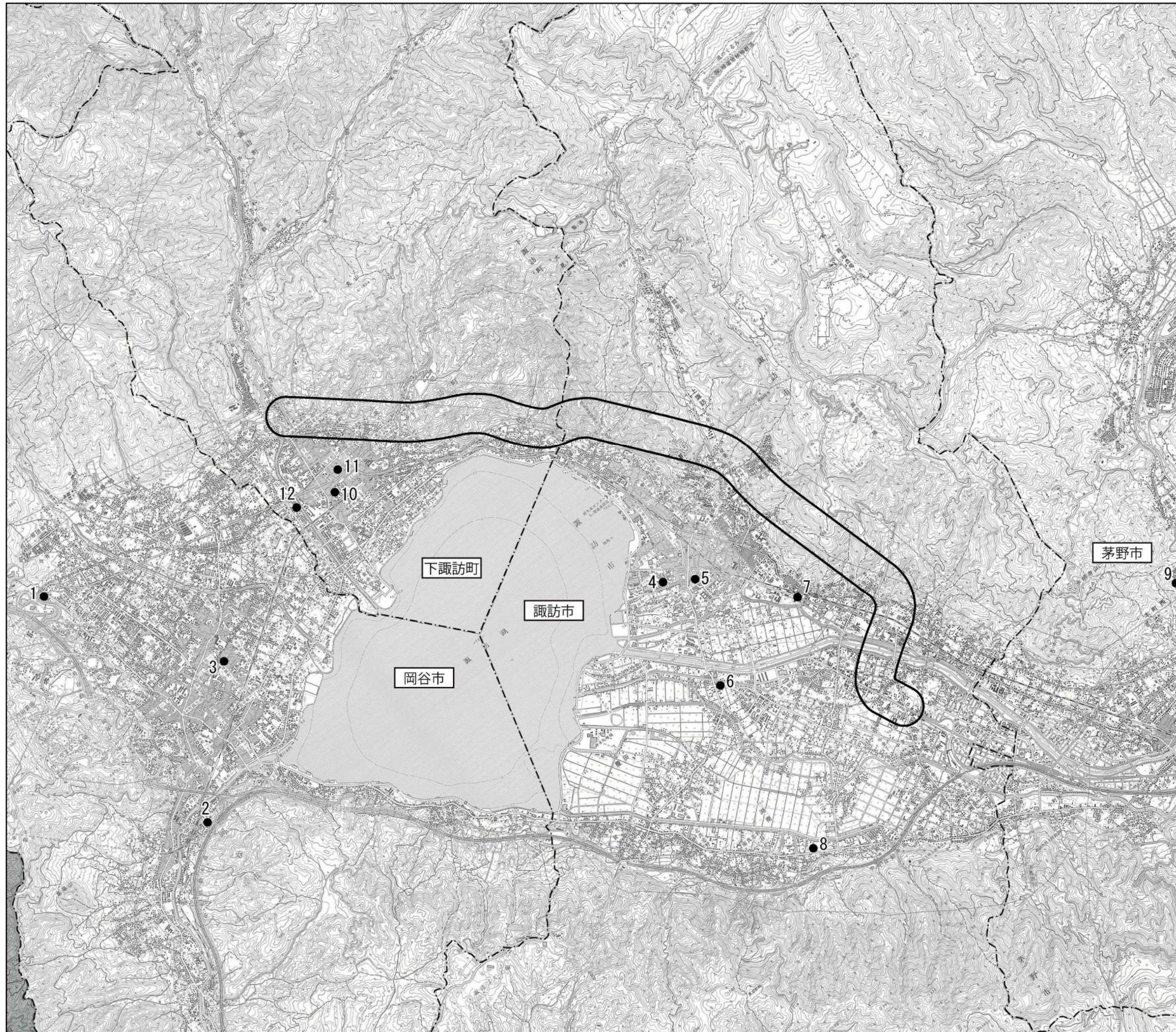
また、調査区域内に住所又は所在地を有し、かつ、関係市町に施設の所在地を有する産業廃棄物処理業者（中間処理）は 12 社あります。産業廃棄物処理業者（中間処理業者）の氏名又は名称及び住所又は所在地は表 4.2.9.3 に、その位置は図 4.2.9.2 に示すとおりです。

表 4.2.9.3 産業廃棄物処理業者（中間処理業者）

市町名	番号	氏名又は名称	住所又は所在地	施設所在地
岡谷市	1	社会福祉法人つばさ福祉会	岡谷市神明町 4-11-14	岡谷市
	2	株式会社アイ・コーポレーション	岡谷市川岸東 1-4-23	岡谷市
	3	株式会社マルモリ宮坂土木	岡谷市大栄町 1-7-11	岡谷市
諏訪市	4	株式会社山崎商店	諏訪市高島 1-1-8	諏訪市
	5	林金属工業株式会社	諏訪市小和田南 9-14	岡谷市
	6	株式会社信州タケエイ	諏訪市上諏訪舟渡川西 1749	諏訪市
	7	マルコ自動車株式会社	諏訪市四賀 46	下諏訪町
茅野市	8	株式会社南信美装	諏訪市湖南 3122-1	茅野市
	9	株式会社丸栄金属	茅野市仲町 7-7	茅野市
下諏訪町	10	株式会社六協	下諏訪町 5259	下諏訪町
	11	株式会社クリーンウェイスト	下諏訪町 4437-2	下諏訪町
	12	福井由紀夫	下諏訪町 4302-6	下諏訪町

出典：「長野県産業廃棄物処理業者名簿」（平成 28 年 10 月 長野県環境部資源循環推進課）

図 4.2.9.2 産業廃棄物処理施設等位置図



記号	名称
●	産業廃棄物処分業者 (中間処理業者)

出典：「長野県産業廃棄物処理業者名簿」
 (平成 28 年 10 月 長野県環境部資源循環推進課)

記号	名称
—	都市計画対象道路事業実施区域
- - - - -	行政界
■	調査対象外

